

普通救命講習 I を実施します

問合せ 杉戸消防署 救急担当 ☎ (33) 0119

「もし、大切な人が目の前で倒れたら、あなたは何かができますか？」
救急車が来るまでの数分間、その時が命を救う最も大切な時間だと言われています。
普通救命講習 I は、心肺蘇生法・自動体外式除細動器 (AED) を中心とした、私たちに何ができるのか、何をすべきなのかを一緒に学んでいく講習会です。



日時 2月7日(日) 9時～12時
場所 埼玉東部消防組合 杉戸消防署 2階第1会議室
内容 心肺蘇生法 (成人)、自動体外式除細動器 (AED) の使用方法など
対象 埼玉東部消防組合管内 (杉戸町・加須市・久喜市・幸手市・白岡市・宮代町) 4市2町の在住・在勤・在学の中学生以上の方
費用 無料 **定員** 10名
申込期間 1月7日(木) 9時～2月6日(土) 17時 ※定員になり次第締切となります。
その他 新型コロナウイルス感染拡大防止のため定員の減少または中止となる場合があります。検温、マスクの着用などいくつかの注意点ががありますので、申込時にお伝えします。

令和3・4年度 埼玉東部消防組合建設工事等入札参加資格審査申請の受付をします

提出先・問合せ 〒346-0021 久喜市上早見396番地 埼玉東部消防組合消防局 総務課 ☎ (21) 2711
受付時間 8時30分～17時15分 (土・日・祝日を除く)

令和3年度から4年度 (令和3年4月1日～令和5年3月31日) に埼玉東部消防組合が実施する建設工事、設計・調査・測量、維持管理業務及び物品供給等の入札に参加を希望する場合は、当消防組合の入札参加資格の審査を受け、競争入札参加資格者名簿に登録されている必要があります。

登録を希望する場合には、下記のとおり手続きをしてください。
受付期間 1月25日(月)～2月5日(金) **申請方法** 郵送による申請 (当日消印有効)
※申請書類等は消防組合ホームページからダウンロードできます。

交通事故被害者のご家族への援護金

問合せ 県民生活部 防犯・交通安全課 ☎048 (830) 2958

埼玉県交通安全対策協議会では、埼玉県内在住の交通遺児等を対象に、援護金を給付しています。
※「交通遺児等」とは、交通事故 (陸海空全ての交通機関の運行により生じた事故) により、死亡または重い障がいを負った保護者に養育されている児童または生徒をいいます。

給付対象 埼玉県内に在住する乳幼児並びに小・中・高等学校及び各種学校等に在学する平成14年4月2日以降に生まれた子どもで、右表に掲げる世帯に属する方。

給付対象の子どもの人数	同居世帯の総所得額
1人	2,740,000円以下
2人	3,120,000円以下
3人	3,500,000円以下
4人	3,880,000円以下
5人以上	4,260,000円以下

給付額 子ども1人につき10万円
給付時期 令和3年5月上旬 (4月末までに「給付決定通知書」を送付します。)

申請書類 各市町村、学校等で配布
申込期限 1月29日(金)
申込方法 みずほ信託銀行浦和支店に郵送または持参 (さいたま市浦和区高砂2-6-18、☎048 (822) 0191)

冬の交通事故にご注意ください！

問合せ 杉戸警察署 ☎ (33) 0110

毎年この時期は、降雪や路面凍結による交通事故が発生しています。冬用の対策をしっかりと、交通事故を防止しましょう。

【冬用の対策】
・気象情報に注意して、スタッドレスタイヤやチェーンの装着をしましょう。
・スピードは控えめに、急ハンドル・急ブレーキは厳禁です。
・ドライバーの方はもちろん、歩行者の方も安全対策をしましょう。



税務署からのお知らせ 確定申告会場のご案内

問合せ 春日部税務署 ☎048 (733) 2111 (音声案内)

所得税・個人消費税・贈与税申告会場を次の通り開設します。
また、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、本年は還付申告の方の申告相談を2月15日(月)以前でも受け付けます。

期間 2月16日(火)～3月15日(月)
(土・日・祝日を除く)
(2月21日(日)・28日(日)は開場します)
会場 春日部税務署 1階
相談受付 8時30分～16時
相談開始 9時～
申告書提出 8時30分～17時

※確定申告会場に来場される際は、マスクを着用し、できる限り少人数でお越しください。
※入場の際に検温を実施します。咳・発熱等の症状のある方は入場をご遠慮いただく場合があります。
※16時前であっても、相談受付を終了する場合があります。

いつでもどこでもスマホで申告

確定申告には、スマホでご利用いただける「e-Tax」(スマホ申告) が便利です。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、多くの方が訪れる確定申告会場に出向かなくても、マイナンバーカード対応のスマホを利用して、スマホ申告することができます。

便利なスマホ申告では、年末調整済みで医療費控除やふるさと納税などの寄付金控除の申告をする方のほか、年末調整が済んでいない方、2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方など、多くの方が「確定申告書等作成コーナー」の「スマホ専用画面」をご利用いただけます。

スマホ専用画面では、スマホやタブレットでも画面が見やすく、操作しやすくなっていますので、確定申告では、感染症の予防の観点からも、ぜひスマホ申告をご利用ください。

5つのステップで手続完了！

1	国税庁HPへアクセス
2	提出方法を選択
3	金額などを入力
4	e-Taxで送信
5	申告書データを保存

スマホ申告以外に、ご自宅でできる確定申告の方法について、広報すぎと12月号でご紹介していますので、こちらもご参照ください。また、町県民税の申告については、2月号にてご案内します。

税理士による所得税還付申告の無料電話相談

予約・問合せ 税理士会春日部支部事務局 ☎048 (738) 7470

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対面式ではなく電話相談となります。

税理士による少額な所得の確定申告に関する電話相談を無料で行います。なお、相談内容により、無料にならない場合があります。

日程 2月1日(月)・3日(水)・4日(木)・5日(金)・8日(月)・9日(火)・10日(水)・12日(金)・15日(月) **要予約**

対象 下記に該当する方のうち、一定の条件に当てはまる方
・年金を受けている方
・給与所得者で医療費控除を受ける方
・年の途中で退職または就職した方等で年末調整をまだ受けていない方

予約方法 電話で予約
予約受付時間 9時30分～12時、13時～16時

電話相談当日にお手元にご用意ください

◆令和元年分以前の所得税確定申告書 (初めて申告する方は不要) ◆令和2年分「公的年金等の源泉徴収票」「給与所得の源泉徴収票」 ◆配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除を受ける方はご家族分の「公的年金等の源泉徴収票」や「給与所得の源泉徴収票」 ◆社会保険料の証明書、生命保険料等の控除証明書、ふるさと納税等その他証明書 ◆医療費控除またはセルフメディケーション税制を受ける方は①～⑤をご用意ください。①医療費控除の明細書もしくはセルフメディケーション税制の明細書②医療費の領収書③特定検診等を受けたことを証明する書類 (セルフメディケーション税制適用の方) ④医療費通知書 (健康保険組合から郵送される書類) (平成29年から可) ⑤保険金などで補てんされた金額がある場合には、その金額が確認できるもの ◆ボールペン ◆電卓などの計算用具 ◆申告書作成後、直接税務署へ持参される方は、印鑑、個人番号 (マイナンバー)
※還付金を振り込む預金の口座番号等 (申告者名義) をご用意ください。